

医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書

国による医療報酬削減政策がおしすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がりず昨今の物価上昇に対応していない。

また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっている。全国的に救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きている。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っている。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言える。「地域医療は崩壊寸前」でこのままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がるのが強く懸念される。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出したが、その効果は極めて限定的であり、2025年民間主要企業賃上げに遠く及ばない。

政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望する。

記

- 1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。
- 2 すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各報酬の引き上げ改定を実施すること。
- 3 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿
総 務 大 臣 林 芳 正 殿
財 務 大 臣 片 山 さつき 殿
厚生労働大臣 上 野 賢一郎 殿